

社会的養護にある子どもへのライフストーリーワーク

ー施設入所している子どもの自叙伝づくりをサポートする方法ー

才村真理 (帝塚山大学) 浅野恭子/渡辺治子/奥野美和子/新羽晃子/上野れい奈/河野真寿美/
南まどか/保原智子 (以上、大阪府子ども家庭センター) 小杉恵 (大阪府立母子総合医療センター)
神木亜美 (大阪府福祉部子ども室) 徳永祥子 (大阪市立阿武山学園) 宮口智恵/西垣由美子 (以上、
チャイルドリソースセンター) 益田啓裕 (あゆみの丘) 三好真由美 (清心寮)

<要 旨>

児童虐待や不適切な養育等の事情により親子分離され、児童福祉施設に入所した子どもたちは、きちんとした入所理由の説明もないまま、あるいは自身の生い立ちに空白の部分を抱えたまま、親元から分離されている場合が多い。また非行問題により入所した子どもたちはその生育環境のもとで、他者はもとより自分自身を大切にすることを育むことができずに入所に至った場合が多い。イギリスでは、親子分離された子どもたちに、自らの生い立ち(自叙伝)を整理し、受け入れることを手助けすること(ライフストーリーワーク)が、これから生きていく道を見出していく上での最良の方法であると考えられ、実践されている。この研究は、このライフストーリーワークを日本で実践できないか、その可能性を追求するものである。具体的には、①BAAF(英国養子縁組・里親委託協会)の作成したライフストーリーブックをベースに日本版ライフストーリーブックを作成し、②生い立ちの整理を通して支援にあたらうとする専門職にライフストーリーブックを提供し、実際の支援の中で「ブック」を活用するライフストーリーワークを施設入所中の子どもに実践してもらい、③更に、実施者へインタビューを行い、④日本でのライフストーリーワークの実践方法、枠組みを整理した。

<キーワード>

ライフストーリーワーク、ライフストーリーブック、子どもの権利擁護、アイデンティティ

【はじめに】

児童虐待や不適切な養育、離婚、借金、拘禁、心身の病気等の事情により親子分離され、児童福祉施設に入所措置された子どもたちは現在、国内に約3万人いる。こうした子どもたちは、きちんとした入所理由の説明もないまま親元から分離されている場合が多く、これから先の人生の見通しも持てないまま、何年も施設生活を続けているという実態がある¹⁾。また、非行問題により施設入所した子どもたちについては、他者はもとより、自分自身を大切にすることを、その生育環境のなかで、しっかりと育むことができずに入所に至った場合が多い。欧米では、里親、施設などに委託・入所措置されている子どもたちが、自らの生い立ちを理解し、受け入れることを手助けすることが、これから生きていく道を子どもたち自身が見いだしていく上での最良の方法であると考えられ、生い立ちの整理「ライフストーリーワーク、以後『ワーク』と略」が実践されている。そしてこの「ワーク」

を行う場合にツールとしてのライフストーリーブック(以後『ブック』と略)を使う方法がある。そこで本研究では、この「ブック」を使って「ワーク」を行う方法を日本での実践につなげたいと考えた。また、欧米では社会的養護の形態はほとんどが里親委託であるが、日本では、約9割が児童福祉施設への入所措置の形をとっている。このため、児童福祉施設に入所している子どもにこの実践ができないか、模索することを試みた。

【研究目的】

この研究は、日本で児童福祉施設に入所している子どもたちが、信頼できる児童福祉司、児童心理司、施設職員等にサポートされながら、自身の生い立ちの記録である「ブック」を作成すること、つまり、「ワーク」であるが、「ワーク」の実践の意義、また実践が可能となるための環境整備、条件について抽出することを目的とした。

【研究計画】

以下の手順にて研究をすすめた。

1. イギリスの「ブック」である「マイライフ & ミー」およびその使い方の手引¹⁾を参考に、日本版「ブック」およびその使い方の手引を作成し、日本でのモデル「ブック」とする。日本版「ブック」の作成では、日本の文化や風土等を考慮する。
2. 作成した日本版「ブック」を活用しながら、施設入所している子どもの「ワーク」(生い立ちの整理)をサポートする実践事例を集積する。
3. 「ワーク」の実施者にインタビューを行う。
4. インタビュー結果を元に、「ワーク」の効果・有用性、リスク・課題を抽出するとともに、日本で施設入所児童対象に「ワーク」を行う上で必要な枠組み設定について検討する。

【研究成果】

研究計画の順に成果について以下に報告する。

1. イギリスの「ブック」をモデルに日本版「ブック」を作成した。まず、「ブック」の構成を目次から見ると「1 わたしについて知っていること 2 わたしの健康 3 わたしの生まれた家族 4 生みの親と家族に連絡をとる 5 地図と移動 6 わたしの考えと気持ち 7 特別な思い出 8 今のわたしについて 9 わたしの学校 10 わたしとわたしのからだ 11 わたしの生まれたところと今住んでいるところ 12 わたしのある1週間の生活 13 未来」となっている。全頁数は127頁あるが最後に自由に書きたい項目を作り、書けるよう、白紙を4頁挿入した。そして実施したい項目だけ取り出して「ワーク」ができるよう、バインダー方式とした。この構成は日本版「ブック」も同様に設定し、内容のところで、日本の風土や文化等を考慮した言葉に変更した。変更した箇所は、例えば「わたしについて知っていること」の項目で言えば、原文⇒日本版で示すと、以下のとおりである。

・私(原文では、私とした)が生まれた日、今年の誕生日で私は〇才になります、私が生まれた時間、私が生まれた場所、私の体重、私の髪の色、私の目の色⇒今、わたしは_____才です。わたしの生まれた日は? *場所_____ *時間_____ *体重_____

・私が生まれた時につけられた名前、この名前について私が言いたいこと、私が今呼ばれている名前、この名前について私が言いたいこと、

名前が私にとって大切である理由

⇒わたしの名前*名前についての感想、わたしがいま呼ばれている愛称(ニックネーム)*ニックネームの感想

・私の国籍・私の宗教⇒わたしの国籍は?
・私が初めて歩いたのは私が〇〇の時でした⇒わたしが初めて歩いたのはいつ?

・私が初めて言葉をしゃべったのは〇〇の時でした⇒わたしが初めてしゃべったのはいつ?どんな言葉?

・これは私の出生/養子縁組証明書です。この証明書に対する私の感情、このことについて私に話をした人⇒どんな赤ちゃんだったの?(聞いたこと)、赤ちゃんの時の記録があればここに貼って!

・小さかったころ/私が好きだったおもちゃ、そのおもちゃが好きだった理由⇒小さかった時/好きだった遊びやおもちゃ、なぜその遊びやおもちゃが好きだった?

・小さかったころに自分の好きなおもちゃ⇒好きだった場所はどこ?

・悲しいと思ったこと、幸せだと思ったこと、好きだった物語、その物語が好きだった理由、好きだった歌、その歌が好きだった理由⇒楽しかったのはどんな時?いやだった時や悲しかった時は?小さい時のわたしのいいところはどこ?うれしかったこと、幸せだったことは?好きだったお話(本)、マンガは?そのわけも教えて!好きだった歌は?そのわけも教えて!

以上である。これを比較してみると、イギリスの「ブック」では「この名前について私が言いたいこと」があるが、日本で「言いたいこと」を聞く文化がほとんどなく、馴染みにくいため「名前についての感想」とした。「悲しいと思ったこと」「幸せだと思ったこと」は「楽しかったのはどんな時?いやだった時や悲しかった時は?」というように、日本の子どもたちが応えられるよう、ソフトな表現に変えた。そして「宗教」は日本の子どもたちの生活では、あまり日常的に話すことはないので省いている。

この「ブック」の内容の特徴として、各項目のところで、プラス面つまり、楽しいことを聞けば必ず、マイナス面、悲しいことも聞くように設定されている。人生は楽しいことばかりではなく、苦しい辛いこともある、しかし、楽しいことばかりを思い出して書くように設定されているのではなく、負の部分もありのままに表現し、そしてそれを子どもが整理し、辛い過去もそれを共有してくれる人がいれば、乗り越えていけるという、理念がベースにあるのである。

以上は子どもが作る「ブック」の一部を提示したが、これは子どもが作成するもので、子どもが写真を貼ったり、それに言葉を書いたり、絵で自分の気持ちを表現したり、思い出のものを貼りつけたりして作成する、子どもの自叙伝を書き記したものである。

次にこの「ブック」にはそれぞれ実施者がマニュアルとして使える手引きが付いている。日本版「ブック」にも、イギリスの手引きを参考に、「ライフストーリーブックの使い方」と名付けた日本版手引きを作成した。イギリスのものは主に里親委託や養子縁組された子どもを中心に対象として作成されているが、今回の日本版手引では、親と離れて児童福祉施設に暮らす子どもたちのための「ブック」であると説明した。そして、それぞれの章がどのような趣旨、目的で子どもが「ブック」を作成するのをサポートするのかについて簡潔に記した。この手引きの「はじめに」の部分に「ブック」の目的や内容について説明している。一部を紹介すると以下の通りである。「ブック」の目的は子どもたちが自らに関する事実を記録することにより、「ブック」を作成することを助けることです。そこに含まれるものは生まれた時の家族、今一緒に暮らしている人たち、昔通った学校と今の学校、昔の自分と今なろうとしている自分などについてのことです。加えて、この『ブック』は子どもが柔軟に、創造的に、そしてきめ細かく利用できるようにデザインされており、欠くことのできない記録文書、日記、そして小さなアルバムとして活用できます。生まれた家庭から離された子どもたちと一緒に『ブック』を作る作業は子どもたちに過去を認識させ意味を持たせること、同様に現状とこれまでに起こったことに向き合い気持ちの整理をつけることを助ける強力な方法です。また子どもたちが自身のことについて体系的にわかりやすく話をするを身につけさせることができ、その作業の中で自尊心が築かれ、いつでも紐解くことが出来る自分自身に関する価値ある記録を作ろうという気持ちになり、人生を通してその記録を携帯することができます。」と説明している。また、手引きでは、開始するための前提条件として、この「ワーク」を行うことがその子どもにとってベストな方法であること、親を含め、子どもの周りにいる人々が子どもと「ワーク」をすることが子どもにとっての最善の方法であるとの合意があること、「ワーク」を手助けする信頼できる人と場所と時間を確保できること、スーパービジョンを受けられること、2週間毎など定期的に「ワーク」を実施し、子どもが止めたいたいという時に

は中断あるいは終結し、それまでは「ワーク」を続けられる用意がある、などが前提条件として説明されている。

なお、この日本版「ブック」の作成に当たっては、イギリスの「ブック」である“My Life and Me”を作成した英国養子縁組里親協会(BAAF)の許可を才村眞理が得た(2008)。

2. 生い立ちの整理を通して支援しようと考えた専門家「ブック」を提供し、実際の支援の中で日本版「ブック」を活用する「ワーク」を施設入所している子どもに実践してもらった。

今回は、児童福祉施設の入所児童8名を対象に、それぞれ個別に専門家が「ワーク」を実践した。実施事例の内訳は、男児5人、女児3人；児童養護施設入所児童5人、児童自立支援施設入所児童3人；年齢は小6～中3；実施期間は2008年10月～2009年3月；実施者は、児童福祉司が行ったもの3人、児童心理司が行ったもの1人、児童自立支援専門員が行ったもの3人、施設心理が行ったもの1人であった。実施者の経験年数(児童福祉現場における)は3～17年であった。

実施に際しては研究期間との関係と、児童相談所の担当者が年度初めに転勤することもありうるため、子どもには3月末で終了すると説明して実施した。また、実施者は筆者らの所属する研究会のメンバーである、児童相談所の職員と施設職員であるが、その実施者が選ばれた理由は、子どもへの援助関係等で実施の必要性があった事例である。

3. 「ワーク」の実施者へのインタビュー

「ワーク」実施後、実施者へ一定の項目についてインタビューを半構造化面接の形で行った。インタビューの項目は以下の通りである。なお、事例のインタビュー内容については、プライバシーを勘案し、児童を特定できない情報のみ収集するよう配慮した。

- 1) 基本情報 実施した子どもについて(性別、年齢、学年、施設種別、入所時年齢、入所期間、過去の入所歴、適応状況、保護者の状況) 実施者について(子どもとの関係、かかわり) 実施状況(開始日、終了日、実施場所、頻度、実施回数)
- 2) 実施しようとしたきっかけ 子どものニーズ、準備性、支援上の必要性
- 3) 実施の目的・取り組み課題 扱おうとしたテーマ、目指したこと、ゴールの設定
- 4) 実施に伴うリスク リスクの予測、実際の影響

- 5) 体制 実施スタッフや役割分担、協力者、実施の形態とそれを選んだ理由、SV体制、「ブック」の保管
 - 6) 事前準備 施設との協議内容、児童相談所の理解、保護者への説明・了解、子どもへの説明内容・反応
 - 7) 実施内容 「ブック」の実施項目、事前準備物と子どもの反応、「ブック」作成以外の「ワーク」、真実告知の必要性
 - 8) 実施状況 子どもの取り組み方、困難の対応、ハプニング内容、子どもの反応・変化
 - 9) 成果・評価 効果・評価、家族の変化、実施者の変化・意味付け・課題、目的到達度、今後の教訓
 - 10) 「ブック」について 使いやすい項目、使にくい項目、追加項目
 - 11) 実施後の子どもの状態像
4. インタビュー結果を元に、「ワーク」の効果・有用性、リスク・課題等を抽出するとともに、日本で施設入所児童対象に「ワーク」を行う上で必要な枠組み設定について検討する
- 1) 実施内容について
 - ・子どものニーズ—実施へのきっかけとして、「実のお父さんの顔を見たことがない」「アルバムが一冊もないから作りたい」「前に入所した施設に行ってみみたい」等があった。
 - ・子どもの動機を高める方策—「卒業アルバムを作ろう」、「今までどういう経路をたどってきたか整理しよう」と提案して導入、実施者と子どもの2人だけで写真を整理するアルバムを買いに行った、シールやギザギザはさみ、色ペンなどを用意し、子どもが自分なりに「ブック」をデザインするのを促した、等があった。
 - ・「ワーク」の材料—「ブック」以外に使ったものとしては、家系図、家への外泊中にとった写真、以前に入所していた施設をイメージしやすくするための施設のパンフレット、過去の写真や表彰状、過去の記念になるもの、等があった。
 - ・実施する際の障壁—知的障がいがあり「ブック」をそのまま使えない、保護者の意向を無視できない、保護者から新たな資料が得られない、施設の担当外の職員に周知しないと子どもが不安定になったときのフォローが困難、以前の施設の了解が得られない、等があった。
 - 2) 「ブック」があることの効果（メリット）と限界（デメリット）について
 - ・効果（メリット）—子どもや保護者に「ワーク」への導入をする際に「アルバム作り」とし

て説明ができる、実施者側関係者が「ワーク」のイメージを共有できる、「ブック」に質問が用意されているので聞きやすく、話が拡散しにくい、「ブック」の内容をケースに合わせて抜粋し組み立てられる、「ブック」が子どもと実施者の手に残る、等があげられた。

- ・限界（デメリット）—子どもに応じたアレンジが必要であり「ブック」がそのまま使えないことがある、子どもが「ブック」使用にのらなかつた時「ワーク」が進まない、モデル「ブック」を使わずにファイル自体を手作りする方が自分だけのものという意識が持て「ワーク」への意欲をより高められる場合もある、等の指摘があった。

3) 子どもにとっての効果とリスク（課題）

- ・子ども自身の評価—自分の住んでいた場所や今の家族の状況を知れたのがうれしい、家族や施設のことを自分がたくさん話せたのがよかった、等があった。

- ・子ども自身の変化—「ワーク」で自分のことを取り扱うことで、施設内で、家族のことなどを今まで以上に話せるようになった、怒りをある程度言語化できたことで甘えが出せた、子どものがんばってきた部分を周りだけでなく子ども自身でも評価できた、等があった。

- ・リスク・課題—著しい退行現象、職員への反抗的な言動の増加、等で施設生活が不安定になった事例があった。

- ・実施後の子どもの状態像—おおむね落ち着いており、子どもと起居を共にする施設職員が実施した場合を除いては、問題行動はほとんどなかった。子どもと起居を共にする施設職員が実施した事例では実施者への甘えが強くなってしまい、他の職員へは横柄な態度が目立った。そしてこの場合は「ブック」を利用しない「ワーク」の方が多かった。

4) 実施者側の課題と評価

- ・実施者側の迷い—過酷な事実でも伝える必要があるという覚悟が必要だった、子どもから「もっと知りたい」と言われた時に情報をどれだけ与えるべきなのか迷った

- ・実施体制上の課題—物理的に月に1～2回の「ワーク」が限界である、子どもが行動化した時に他の職員の理解が得られず実施者が問題を抱え込んだ、問題がおきた時のフォロー体制が不十分で苦慮した、等があった。

- ・実施者側の評価—「ワーク」に協力してもらった母と実施者との心理的距離が近くなり、知らなかった事実も知ることができるようになった、実父と子どもの再会が実現した、子どもが真実を知りたがっているということが実感とし

てわかった、子どもが基本的なことを知らないままいることに気づいた、子どもが抱いていた怒りの大きさを再認識することになった、等があった。

5) 今後の課題（実施の枠組みについて）

・子どもに関わる大人（保護者、施設職員、児童相談所職員等）が、「ワーク」の目的、意義等について共通理解をし、側面的にサポートする体制を整えることが、子ども本人と実施者の安全を確保する上で重要。そのために関係者で事前に協議が必要。

・児童相談所の職員が「ワーク」を実施する場合には、施設の理解と協力が不可欠。

・施設職員が「ワーク」を実施する際には、生い立ちの「真実」を扱うことから、担当児童相談所の理解と協力が不可欠。また、実際の生活と「ワーク」の切り替えができるよう配慮し、子どもの生活面での退行や統制のとれない行動化をできるだけ防止するよう努めることが望まれる。

・保護者がいる場合、実施の同意を得ておくことが望ましい。（写真等の資料が入手できる）

・「ワーク」の実施者が、経過を客観視できるよう、スーパービジョンを受けることが必要。

・子どもが心の準備ができる前に、不安を感じる内容に入っていくことは避けるべきである。子どもが実施者との間で、安心して気持ちを出せるような関係をつくることからスタートする方がよい。

・「ブック」が構造を与えてくれるので、「ワーク」の枠組みとして機能し、話題が逸脱していくことや、生活とのけじめがつかなくなることを予防してくれる面もある。「ブック」を閉じて片付けたら、現実に戻るといような枠組みを、実施者側が子どもに意識づけていくことも一案である。

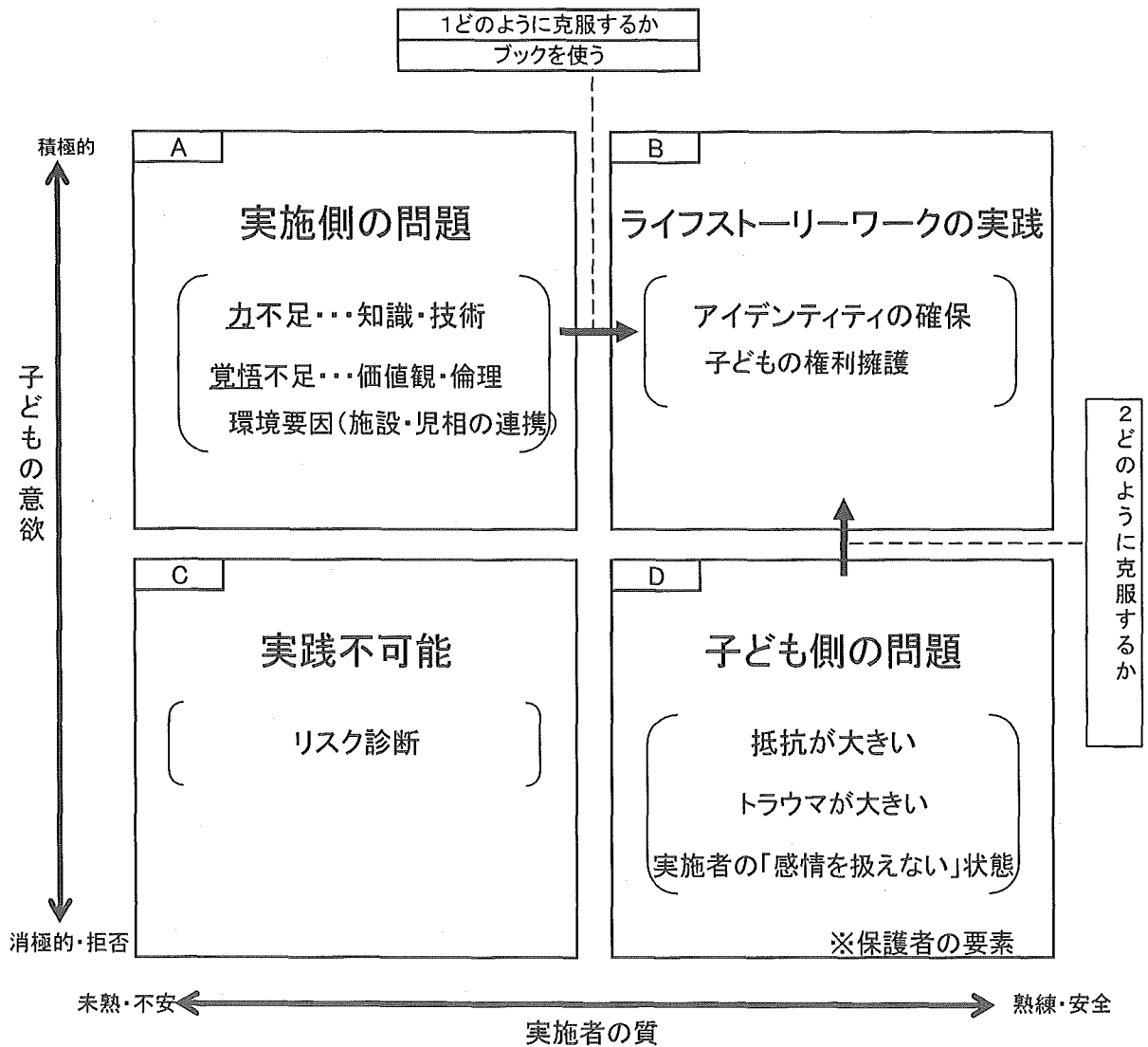
5. まとめ

社会的養護にある子どもへの「ワーク」は、以下の価値をもつことが考えられる。①子どもがこれまでの生い立ちを知り、空白部分を埋めることにより、アイデンティティの確保につながる。②これまで受け身だった人生から、自分が人生の主体になることができる。つまり、エンパワメントにつながる。まさにこれは「子

もの権利擁護」である。①②を実現するためには、この「ワーク」を安全に行うための実施の枠組みが整備される必要がある。この「ワーク」を行うためにどのような環境整備をする必要があるのかについて図1に示した。この図1は縦軸を子どもの意欲、横軸に実施者の質を置き、両方確保できないと「ワーク」はできない。「ワーク」を行うためには領域Aでは、実施側の問題として施設の理解や児童相談所と施設の連携という環境要因が存在するとともに、実施者の力不足や覚悟不足が考えられる。力不足とは、実施者の知識や技術の足りなさであり、覚悟不足とは、「ワーク」をやる上での価値観や倫理が足りないという点であろう。こういった場合実践できるためには、つまり、図1でのA→Bへ移行するには、「1どのように克服するか」という命題にぶつかる。ここで、上記の環境要因がうまく整っていれば、実施者の質の問題だけになり、この場合は『ブック』を使うことが質をカバーできるのではないと思われる。子どもと起居を共にする職員が実施する場合にも、「ワーク」を実施する時と日常生活とのけじめをつける意味でも「ブック」の使用は有効ではないかと思われる。

次に領域Dでは、子ども側の問題が大きく、実施が不可能な場合である。子ども側の問題とは、子どもの抵抗が大きい、トラウマが大きいなどであり、実施者が子どもの「感情を扱えない」とインタビューで語っているところである。この場合、D→Bへ移行するためには「2どのように克服するか」という命題がある。抵抗が大きい場合には、実施者との信頼関係が「ワーク」ができるほど築かれていない場合があり、「ワーク」を実施する前段階としての準備作業がまだ

図1 ライフストーリーワークを行うための環境整備



Aは、実施者が未熟で不安があるが、子どもはワークに積極的である場合である。この場合は実施側の問題があり、ワークがうまく行えない状態である。Dは、実施者は熟練しており、ワークを行う安全な場が確保されているが、子ども側に問題があるため、子どもがワークに消極的あるいは拒否をしている場合である。Cは、実施者も未熟であり、子どももワークに乗らない状態で、ワークの実施は不可能である。リスクの診断が必要となる。Bは、実施者も熟練しており、安全の場が確保され、子どもは積極的にワークに取り組んでいる状態である。

1どのように克服するか 実施側の問題として実施者の質の確保が考えられ、そのためにはソーシャルワークの知識・技術・価値・倫理の確保が重要である。また、環境要因としては子どもの措置機関としての児童相談所と子どもの生活する児童施設が連携することが重要である。この実施者の質の確保を補うものとしてブックの使用が考えられる。

2どのように克服するか 子ども側の問題としては、実施の抵抗が大きいやトラウマが大きいため実施できないなどがあるが、実施の前の準備期間が必要な場合や心理療法が必要な場合、保護者との関係を調整する必要がある場合などである。

必要であると言える。また、トラウマが大きくて「ワーク」ができない場合は、「ワーク」を実施する前に心理的あるいは精神科治療が必要であろう。また、子ども側の問題の中で、子ども自身だけでなく、保護者の要素も大きく、保護者の理解がなければ実施が困難である。保護者の了解が取れ、生き立ちについての情報を与えてくれた場合、実施がより実効性のあるものとなる。もちろん保護者が行方不明とか、何も情報がなくとも、「ワーク」は可能ではある。しかし、保護者が存在して「ワーク」に反対されたら、保護者との話し合いがまず必要であろう。

実施側の問題と子ども側の問題をクリアしたら、領域Bに移行し、「ワーク」ができる状態となる。実践が進んでいくうち、子どものアイデンティティが確保され、子どもの権利擁護が確保されていくことになる。

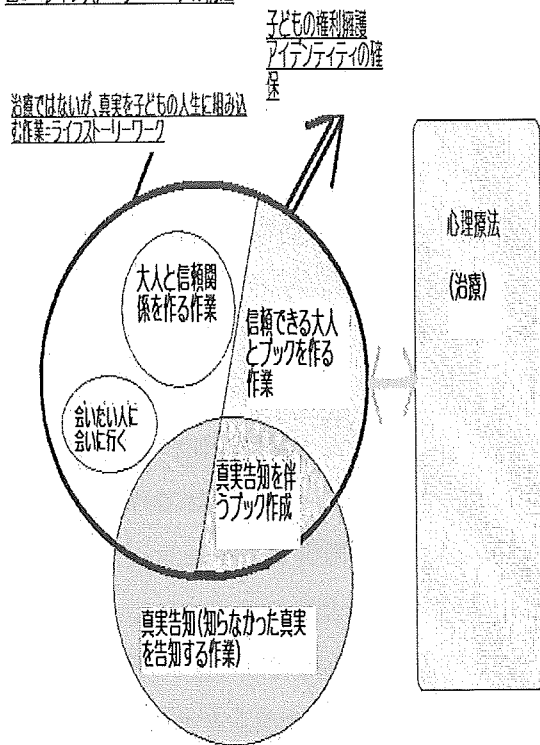
また、近年「ライフストーリーワーク」という言葉が聞かれることが多くなってはいるが、それらの実践ⁱⁱⁱと比較すると、われわれの「ワーク」の目的や実践方法には独自性があると思われる。そのためわれわれの目指す「ワーク」の構造をより明確に示すために図2にその構造を示した。「ワーク」と心理療法との関係については、「ワーク」は真実を子どもの人生のストーリーに組み込んでいくことで、現実的な情報や体験を扱う。心理療法は現実を組み入れた後の内的な感じや主観的な思いを再構成していき、基本的には子どもの内的なものに焦点を当てていくものである。心理療法は治療であり、「ワーク」は治療ではない。「ワーク」は真実告知や子どもの権利擁護の理念が組み込まれているが、心理療法では、組み込まずに本人の主観的な体験を中心に扱い、再構成するものと言える。つ

まり、われわれの「ライフストーリーワーク」とは、「治療ではないが、これまでの生きてきた生き立ちの真実を子どもが自分の人生のストーリーとして整理する作業」と言えるだろう。その作業は子ども一人では困難で、信頼できる大人のサポートが必要である。その結果、子どもは自らのアイデンティティを確認することができるとされる。過去にどんな過酷の体験があったとしても、子どもは自身の人生の主体者としてそれを乗り越えていけるのだという価値観（信念）に裏打ちされ、覚悟をもって臨むものである。その作業はまさに子どもの権利擁護^{iv}に通じるのである。したがって、「ワーク」は長期戦で、しかも定期的実施するものであり、実施者には相応のエネルギーが必要である。

次に、「ワーク」と「真実告知」の関係は、「ワーク」の一部に、子どもに対して今まで知らなかった生き立ちの真実を知らせる（子どもに真実告知^vをする）こともある。しかし、「ワーク」＝真実告知をすることではない。子どもにとって、新たな真実はなくとも、「ワーク」を通じて混沌とした自身の生き立ちを整理できることにより、エンパワメントできる場合もある。保護者や親類や前に住んでいた施設の先生等に連絡を取り、会いに行くことをサポートすることもある。施設に入所した子どもの記憶がおぼろげな理由をはっきりとさせたり、混沌としていた記憶を整理したりするだけの「ワーク」も存在する。そのため「ワーク」は、子どもに1回きりの面接で真実告知をして終わりというものではない。逆に「ワーク」をしない真実告知も存在する。また、「ワーク」をする前に、子どもとの信頼関係を作る作業も大切である。例えば、好きだった遊びを聞く等の過去の話の聴いたり、

「ブック」を作るためのハサミやペンを「一緒に」買いに行ったりするプロセスが、子どもの安心を生み出すこともある。実施者は子どものペースに合わせ、信頼関係を作りつつ「ワーク」を継続的に行い、「子どもの権利擁護」という価値を実現するのである。

図2 ライフストーリーワークの構造



【終わりに】

「ワーク」を日本の児童福祉施設のすべての子どもたちに実践することはまだまだ日本の福祉の現状では、夢のまた夢であるかもしれない。なぜならそれを実施する職員の質と量が十分でないからである。しかし、子どもの知る権利が叫ばれている今日、自身の情報を自分のものとした上で子ども自身が意見を主張し、人生を能動的なものとしていく上で、「ワーク」は必須のものだと思われる。可能な事例からでも経験を積み重ねて実践していくことが望ましい。本研究では、「ワーク」の期間も、事例数も少なく、

また実践者の経験数にも幅があることから、日本での「ワーク」の理念や実践方法や枠組みについて、全貌を語ることはできず、ひとつの提示をしたにすぎない。今後、本研究を足がかりとして実践事例を増やし、日本における「ワーク」の実践できるさまざまな条件（実践環境、実践者の質・量を含む）を整える方法を編み出すことを、今後の課題としたい。そして、「ワーク」の結果、親子分離された子ども自身が人生を前向きに受け止め、力強く生きていけるよう、支援していきたいものである。

i 以下の文献で、多くの子どもたちが入所理由の説明や納得もなまま施設に連れてこられたと記載している。『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編「子どもが語る施設の暮らし」明石書店 2007年

ii Jean Camis & Shaila Shah "My Life and Me" British Agencies for Adoption & Fostering(BAAF) 2001

iii 筆者と研究分担者らの研究会はA県児童相談所の児童心理司を2009年3月に招き、A県での「ワーク」の実践報告を受けた。これによると筆者らの解釈では子どもへの真実告知が主な「ワーク」の内容であった。また、以下の文献による「ワーク」について、筆者らの解釈では、真実告知や心理療法の一環ではないかと思われた。植原真也「児童養護施設におけるテリング・ライフストーリーワークの実態と課題—関係者20名を対象とした面接調査から—」『子どもの虐待とネグレクト』第11巻大1号2009年4月 pp.104-117

iv 子どもの「知る権利を守ることは、主体性のある『力』(エンパワメント)を与えること」と以下の児童福祉施設で働く職員向けのマニュアルとして発行された以下の本から説明できる。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修「子どもの権利を擁護するために 児童福祉施設で子どもとかわるあなたへ」日本児童福祉協会 2002年 p67

v ここでいう「真実告知」という言葉は、厚生労働省の里親養育のマニュアルとして出された以下の本から、引用した。ここでは、里親が育ての親であるという事実をしっかりと伝えていくこととして使われている。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修「子どもを健やかに養育するために 里親として子どもと生活するあなたへ」日本児童福祉協会 2003年 p134-135